

I 契約取消もしくは契約無効確認請求関係

【事案 I - 1】 契約無効確認・既払込共済掛金返還請求

- ・ 平成 23 年 7 月 21 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 12 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が未成年(19 歳)の時に契約者として締結された養老生命共済については、無権代理行為であるため契約は無効であるとして、払込共済掛金および逸失利益として契約から失効までの期間の月々の共済掛金に対する過去 30 年の定期預金平均金利 1.876%の複利運用による金員の支払いを求める申立てがあったもの。

<申立人の主張>

本件共済契約は、昭和 60 年 8 月 24 日、申立人が未成年（19 歳）の時に締結された養老生命共済（契約者・被共済者・満期共済金受取人は申立人、死亡共済金受取人父 A）であるが、その契約者の住所として記載されている住所には当時祖母 B（当時 78 歳）だけが居住していたものであり、申立人及び親権者である父 A は居住していなかった。そして申込書の契約者や未成年者の法定代理人の同意欄などは被申立人の職員が代筆したものであり、この共済契約には申立人及び親権者の父 A は関与しておらず、その後追認したこともなく、祖母 B が無権代理人として契約したもので無効である。

<共済団体の主張>

本件共済契約は、申立人の法定代理人（親権者）である父 A との間で締結されたもので当初から有効に成立している。申込書を被申立人の職員が代筆していることだけで無効となるものではなく、申立人の同意は不要なものであるから、本件共済契約は当初から有効なものである。

<裁定の概要>

当時の契約締結が法定代理人父 A の意思に基づいてなされたか否か、また、掛金の実質上の出捐者が誰であったか等についての事実認定に関して、慎重な審理・判断が必要になる。しかしながら、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限もなく、また、父 A、祖母 B は既に死亡しており、現時点において当審査会において上記の問題点を審理判断することは著しく困難であり、この解決においては裁判所における訴訟手続きによることが妥当であると考えられる。

したがって、本件は共済相談所規程第 27 条第 1 項第(10)号の事由に該当すると判明したため、同第 37 条第(3)号に基づき、裁定打ち切りを通知し、裁定手続きを終了した。